

議案第59号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため国から交付される交付金を、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の現行の報酬額に加算するに当たり、加算する報酬を年額として定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬の日割り・月割り支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条に規定する報酬について年額で定められている特別職の職員が、年の中途において任用されたとき又は年の中途において退職、失職若しくは死亡によりその職を離れたときは、その報酬は、月割りによって計算し支給する。<u>ただし、農業委員会の会長、会長代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員に年額で支給する加算額にあつては、任用された期間における実績に応じて支給する。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(報酬の日割り・月割り支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条に規定する報酬について年額で定められている特別職の職員が、年の中途において任用されたとき又は年の中途において退職、失職若しくは死亡によりその職を離れたときは、その報酬は、月割りによって計算し支給する。</p> <p>4 (略)</p>

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から公平委員会の部まで		(略)	(略)
農業委員会	会長	月 <u>62,000</u>	(略)
	会長代理	〃 <u>54,000</u>	(略)
	委員	〃 <u>52,000</u>	(略)
農地利用最適化推進委員		〃 <u>49,000</u>	(略)

固定資産評価審査委員会委員の部から非常勤の嘱託員の部まで	(略)	(略)
------------------------------	-----	-----

備考 (略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から公平委員会の部まで		(略)	(略)
農業委員会	会長	基本額 月 62,000 加算額 年 国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める額	(略)
	会長代理	基本額 月 54,000 加算額 年 国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める額	(略)
	委員	基本額 月 52,000 加算額 年 国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める額	(略)
農地利用最適化推進委員		基本額 月 49,000 加算額 年 国から交付される農地利用の最適化に関する交付金の範囲内で規則で定める額	(略)
固定資産評価審査委員会委員の部から非常勤の嘱託員の部まで		(略)	(略)

備考 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。